

令和 8 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和 8 年 3 月 13 日

カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 8 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 2 事後評価の対象及び評価方法

- (1) 事後評価の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

令和 8 年度に評価を行う施策は別紙のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

事後評価の実施に当たっては、あらかじめ、達成すべき目標や測定指標などを記載した事前分析表を策定し、これに基づき、計画期間終了後速やかに事後評価を実施することとする。

- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし

(別紙)

【カジノ管理委員会 政策体系】

政策：カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保

施策1 カジノ事業者等の監督等に向けた準備

施策1－1 カジノ事業者等の監督体制の整備

施策1－2 業務管理のためのシステム構築等

施策2 カジノ事業免許等の審査